

資格認定基準

この基準は、定款第4条第1項に規定する「幼児体育指導者資格認定試験」における合格基準を定めたものである。

以下は、一般会場（協会主催開催）のものと同認定校・認定実施校（協会が承認した）会場で実施できる。基準から外れる場合は、資格付与できないか降級付与になる。

1 幼児体育指導者資格

幼児体育指導者資格は次のとおりとする。

- (1) 検定員
- (2) 準検定員
- (3) プロフェッサー A
- (4) プロフェッサー B
- (5) 1 級
- (6) 2 級
- (7) 3 級
- (8) 4 級
- (9) 5 級

2 検定員制度における検定資格員

- (1) 検定資格員

3 受験資格

- (1) 検定員；準検定員資格を有するもの
- (2) 準検定員；プロフェッサーAを有する者
- (3) プロフェッサー A；プロフェッサーBを有する者
- (4) プロフェッサー B；1級取得後3年以上の実務経験とサポートスタッフ経験3回以上を行った者
- (5) 1 級；2級取得し1年以上の実務経験を有する者
- (6) 2・3級；17歳以上の者
- (7) 4・5級；15歳以上の者
- (8) 検定資格員；1級取得者以上の者

4 試験科目・合格基準

- (1) 検定員；学科講習を含む2級の講習の説明、展示、指導ができる。
- (2) 準検定員；2級の実技項目の説明、展示、指導ができる。
- (3) プロフェッサー
 - A 試験1；2級の実技講習全項目の展示（模範演技）ができる。
合格基準；実技展示の巧拙、指導の適否により合否を判定する。
 - B 試験；2級の実技講習の試験項目の展示（模範演技）ができる。
合格基準；実技展示の巧拙、指導の適否により合否を判定する。

(4) 1 級

試験科目；実技

- ①リズム体操；やさい体操
- ②マット運動；前転、後転、前転・後転補助及びマット運動模擬指導
*但し、後転は、簡易型も可
- ③跳び箱；開脚とび、横補助、後ろ補助、*斜め前補助
- ④ゲーム遊びの模擬指導；ルールの説明、演技実施の流れを適切に行う。

合格基準

- ①リズム体操；手本としてふさわしい動作ができる。洗練化されている。
- ②マット運動；2級の技術が洗練化されている。2級の技術を活用し指導することができる。
- ③跳び箱；2級の技術が洗練化されている。
- ④ゲーム遊びの模擬指導；ルールの説明ができる。演技実施の流れを適切に行う方法を身につけている。
- ⑤終了レポートの内容が適切であり、学科と実技の関連性、具現化がされている。
- ⑥2級者に対し指導の意図や学科で習熟した内容をどのように活かしたかを明確に伝えることができる。

(5) 2 級

試験科目；実技

- ①リズム運動；やさい体操
*もしくはそれに見合った課題曲
- ②マット運動；前転、後転、前転・後転補助
*後転は、簡易型でも可
- ③縄跳び；前跳び、2拍子跳び、縄結び補助
- ④跳び箱；*開脚とび、横補助、後ろ補助
*カエルのりの手本でも可

合格基準（①から④が100%到達している）

- ①リズム体操；被受講者に手本としてふさわしい動作ができる。
旧カリキュラムのみ得点制*合格点70点
- ②マット運動；前転・*後転動作が手本として適切か。前転・後転補助動作を正しくできる。
- ③縄跳び；前跳び10回、2拍子跳び10回、縄結び補助ができる。
もしくは、その指導能力に達している。
- ④跳び箱；正しい動作で*開脚とびの手本、横補助、後ろ補助ができる。
*カエルのりの手本でも可

試験科目；学 科

講習科目である発育発達、幼児体育論の中から出題、合格点80点
*手書きのノートとテキストは持込可とする。

(6) 3 級

試験科目；学科

講習科目である発育発達、幼児体育論の中から出題 合格点は下記に記載
テキストと映像学習による筆記・ウェブでのテスト ※持込は可とする。

試験科目；実技

実技種目の手本要素を含むものから出題 合格点は下記の記載
テキストと映像学習による筆記・ウェブでのテスト ※持込は可とする。

記：学科60点以上且つ、実技8問中6問以上で合格

備考；2級受験者で原則2級資格を目指し行うが、全種目の内その基準に達していない、もしくは不足がある場合3級以下になる場合がある。

(7) 4 級 ※

試験科目；学 科

講習科目である発育発達、幼児体育論の中から出題、合格点85点
テキストによる学習・筆記・ウェブでのテスト*持込は可とする。

(8) 5 級 ※

試験科目；学 科

講習科目である発育発達、幼児体育論の中から出題、合格点60～84点
テキストによる学習・筆記・ウェブでのテスト*持込は可とする。

※4・5級は合格点により以上の基準により資格級を付与する。

(9) 検定資格員

試験科目；3日間で行われる事前講習と試験を行う。

①実技講習

②学科講習

③指導法

④運用運営法

①～④は総合的実習を経て認定試験で許可する。

4 実施要領規程

(1) 実施時間

① 1日目、10:00～18:00 (休憩1時間)

2日目、10:00～16:00（休憩1時間）

② もしくは、正味、12時間（休憩時間除く）が網羅されていること

(2) 検定用遊具について

- ① 跳び箱 8名につき1台以上
- ② マット 4名につき1枚以上（約2mのもの）
- ③ CDのかかる音響設備やデッキ
- ④ 学科と実技の行える部屋や会場

*会場は認定校が用意するため会場費は当協会へ請求できない。

⑤ ボール・なわとび *但し、教材購入や受験生に持参させる場合は不要

(3) 実施受験者 15名以上

- ① 14名以下の場合には行わない場合があり、その際は他の会場への移動か返金する。

（*根拠：補助は2名1組で行うため男女ペアを考え4名は最低限必要であり、やさしい体操のようなリズム体操は実習の原則から最低班の関係上、適正な人数を得ている。）

- ② 但し、教材等使用後（封を切る、折り目を付ける、傷や破損等、他の受験者へ配布できない状態と認められたもの）は差額分を返金する。

(4) 但し、認定校の場合以下の規定通り

- ① 14名以下の場合でも検定員の宿泊代、往復の交通費を負担できる場合は開催できる。（協会本部、地下鉄成増か成増から最寄り宿舎までと会場まで）

② 前の会場からの移動の長短にかかわらず①の規定による。

③ 宿泊代は一泊6,000円と換算し、実質2泊分を請求する。

④ 宿泊は隣接する県迄（東京、埼玉、千葉、神奈川）は原則不要であるが、会場に30分前迄に入室できない事由がある場合は請求する場合がある。

⑤ 交通費はネットで出される経路で請求され、航空機、新幹線、特急等指定席が取れるもので換算される。

（*根拠：航空機は必ず指定席を以て発券されるため、その基準に合わせる。新幹線も特急も一番廉価である指定席を基準として考える。在来線は指定席制をとらないためその限りではない。車両移動については、可変費用のガソリン代や10当りの走行燃料も運搬により可変、普通か軽車両か、高速をどこまで適用するかが困難なため車両移動であった場合でも公共機関換算にする。）

⑥ 宿舎と会場が2km以上離れている、30分以上の徒歩になる可能性のある場合はタクシーを使用し実費請求する。

（*根拠：大人の標準的速度と荷物所持を鑑みて時速4kmで30分として換算）

⑦ 宿泊や新幹線、航空チケットを認定校が手配した場合は含まない。

⑧ 開催日2週間前までに願書と検定費用を納入しなければならない。

- ⑨⑩ができない場合、請求書発行により支払い遅延する場合は、納入迄資格証明書の発行や認定を行えない。
- ⑨実施年度には年間維持会費を納入しなければならない。原則6月末日迄であるが、開催実施日の2週間前迄に行う必要がある。

(変更点・注意点) 上記では*に記載されるもの
平成30年より検定員制度を導入する。これは広く幼児体育指導者を養成育成するとともに近年の全国展開、受験数増加により同じく検定資格員(学科・実技講習と試験を行える者)も増加させる必要があるために導入することとした。
難易度や合格基準が低廉にならない限り他の種目の代替は認める。当協会の推奨科目(平成28年度参照)以外を行う場合は予め申し出の上、資格審議委員会に通す必要がある。
1級課題曲は2級課題曲に合わせる。(他の代替曲不可)

(備考)

- ・理論を学科で統一
- ・技能の3観点の説明、展示、指導は受験生には分かりづらいので、展示の部分は模擬演技とする。
- ・2、3級受験者(初めて受験する者)に対し、展示=模擬演技は分かりづらいので手本としている。
- ・資格級の検定員と検定員制度の検定員を区別するため、検定員制度における合格者を検定資格員としている。

(実技試験に関して) 1・2 (3級)

合格基準 ; 追試験・補習について

原則、1回目に合格に達していなかった項目について、1人1人に追試を行い上記の基準に達している、もしくは、その素地や能力があると判断された場合は各級の合格としている。

また、受験者には合格基準を受験時に公示・明示し(幼児体育指導者検定2・3級公式テキストに記載されている)これを基に受講・受験をする。

尚、3級は追試制ではなく再受験

(試験に関して) 4・5級

筆記試験 ; 試験監督者(原則、認定実施校申請書に記載されている担当者か、代表者が推認する者)を立て、不正がないかを監督する。持込可の場合、規定以外の行為は禁止されている。(第3者もしくは会場内にいる者に回答等を聴く行為等)
回答用紙に関して著しく類似している場合、悪意あるとみられる形跡があった場

合、資格審議委員会・コンプライアンス委員会に通す前であっても、事務局から試験監督者(担当者並びに代表者)に書面で不正がなかったという届けを請求し、情報公開できる。

ウェブ(ネット); 検定に関しては、ネット環境の脆弱・第三者の悪意ある妨害等、試験時間内申し出に限り、時間を改めて再受験を行うことが許される。その他不正は筆記試験に準ずる。又、ウェブの内容を許可なく複製・公開はしてはいけない。発覚の場合は情報公開し損害を賠償する場合があります。

その他 ; 資格の剥奪について

合格後、不正が発覚した場合は資格審議会を通し事後不合格とする場合があります。不正の度合いにより幼児体育指導者として著しく悖る場合、指導者以前のものがあった場合もしくは発覚した場合、(法律・受験生や検定員への妨害行為やふさわしくない行為等)は、資格・級を剥奪する場合があります。

(4. 5級で指導者として必要な心構え、知識を学習し3級以上の級を受験していると見なされ、それを基に級を付与しているため4. 5級の欠落した虚偽の受験と同等とみなされるため) 又、同じく、情報公開し当協会に損害を与えた場合は損害を賠償する場合があります。

不正全般について; 受験生、試験監督(検定員を除く)又はそれに準ずる者が不正をした場合は事後であっても資格剥奪され情報公開される。試験に関する書類等は厳重に保管し第三者にも漏れないように徹底する。

以 上

平成25年12月制定
平成27年 4月改定
平成28年 4月改定
平成29年 4月改定
平成30年 4月改定
平成31年 4月改定
令和元年 4月改定
令和2年 8月改定